# シンボルマーク公募事業 募集要項

- 1 主催者
  - · 下北手地区社会福祉協議会
- 2 作品のテーマ
  - ・自然豊かな下北手で人々が幸せに暮らしている
- 3 作品の種類
  - ・シンボルマークデザイン (一人一点のみ)

「下北手地区社会福祉協議会」と「Since1973」の文字をシンボルマークデザインに入れる。



(例:雄大で緑豊かな太平山に新しい芽が見守られ成長 していく姿を下北手と重ねて表現いたしました。)

## 4 作品の規格

- ・規定の応募用紙(配布用紙裏)
- ・白色用紙にたて・よこ15cm以内・4色以内、手書き又はパソコン・タブレット (拡張子は PDF・JPG・PNG・BMP 限定)で作成
- 5 応募方法
  - ・郵送、メール
- 6 応募先
  - ・郵送の場合

〒010-0052 秋田市下北手柳館字前田面133 下北手地区コミュニティセンター内下北手地区社会福祉協議会

- ・メールの場合 info@simokitate.jp
- 7 応募期間

2022年7月1日から2022年9月30日(必着)

- 8 応募資格
  - ·下北手地区住民
  - ・下北手地区内の学校や大学に在籍する児童・生徒・学生
- 9 選考方法

秋田公立美術大学 美術教育センター 教授 尾澤 勇氏 国際教養大学 国際教養学部 准教授 千葉加恵子氏 下北手地区社会福祉協議会 会長 長谷川武司 による選考委員会により、採用作品 4 点を選考する。

#### 10 表彰・賞金

採用作品 1 点最優秀賞賞金現金:3万円採用作品 2 点優秀賞賞金図書カード:1万円採用作品 1 点審査員特別賞図書カード:1万円

#### 11 採用作品の発表

2022年10月15日までに、採用者のみに通知し表彰は(開催予定)2022年11月3日にパーティーギャラリーイヤタカで行われる下北手地区社会福祉協議会50周年記念式典の際に行う。 採用作品は秋田市下北手地区コミュニティセンター内に掲示する。

#### 12 採用作品の取扱い

・ 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を主催者に移転します。

### 13 採用されなかった作品の取扱い

・ 採用されなかった作品は返却しません。

#### 14 注意事項

- ・ 募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- 作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・ 採用されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。
- 応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- ・ 採用者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。
- ・ 採用者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることを認めることとします。
- ・ 採用者は、賞金等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。



応募先

〒010-0052 秋田市下北手柳館字前田面133 下北手地区コミュニティセンター内 下北手地区社会福祉協議会

電 話: (018) 833-1461 FAX: (018) 833-1461

Mail: info@simokitate.jp
Web: http://simokitate.jp/

問い合わせ先:担当(藤田 Mail:yutaka@simokitate.jp 電話 : 090-4632-9254)

